

### 資料3. 自治労当面の闘争方針からの抜すい (2007年 5月 第134回中央委員会)

#### 【36協定締結の推進】

11. 2007春闘における総実労働時間短縮、法令遵守の取り組み状況とその総括を踏まえ、36協定締結を推進します。
- ① 36協定を締結していない単組では、人員確保・労働安全衛生の取り組みとあわせて6月から7月までを準備期間とし、この秋までに労使での基本合意をめざします。36協定を締結している単組でも、その再点検を行います。
- ② 36協定締結の目的は、時間外労働のあり方の明確化、時間外労働命令のできる事由と官公署における公務のための臨時の必要の範囲の明確化、事前命令の徹底、不払い労働の撲滅、そしてこれらを通じた時間外労働の縮減と総実労働時間の短縮とします。
- ③ 準備期間には、単組は次の課題に取り組み、県本部・本部は必要な支援をします。
- ア 労働時間法制と36協定の意義の学習と職場討議
  - イ 職場ごとの超過勤務の実情把握
  - ウ 職場ごとの労基法別表第1の号別の仕分けの明確化
  - エ 労働時間に関する労働協約や条例・規則・訓令の点検
  - オ 交替制勤務職場や早出・遅出勤職場の勤務時間・休憩時間の明確化と勤務指定をする時期の点検
  - カ フレックスタイム制職場（試験研究機関の公務員のフレックスタイム制を含む）における問題点の把握
  - キ 1日2時間の時間外労働規制を受ける危険有害業務（労基則第18条）の点検・把握
  - ク 妊産婦や育児・介護を行う労働者への労働時間の特例の点検
  - ケ 労働基準監督署への事前相談
- ④ 36協定の上限時間としては、1年間150時間、3ヵ月50時間、4週間24時間、1日2時間をめざし、少なくとも厚生労働省告示による限度基準（平10労告第154号）の範囲内とします。
- ⑤ 労基法別表第1に該当しない官公署においても、36協定またはそれに準ずる文書を締結するなど、創意工夫して取り組みます。
- ⑥ 運動の推進のために本部は「36協定のとびき」を発行し、単組・職場でこれを活用します。